

2018年6月

ジェトロ・パリ事務所

法務・税務セミナー概要（2018年3月16日開催 於パリ）  
講師：FIDAL Japan Desk 渡辺哲生（シニアマネージャー/公認会計士）

テーマ <フランス 2018 年財政法による新しい移転価格文書化義務と税務調査の準備対応について>

### 1. BEPS (税源侵食と利益移転)

BEPS 問題に対処するため、経済協力開発機構(OECD)の主導のもとに BEPS プロジェクトが 2012 年に立ち上げられた。現行加盟国は 35 カ国、主な非加盟国はブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ。フランスは 2018 年財政法により行動計画に沿った移転価格文書化義務が採択された。

日系企業も BEPS に対応する必要があるが、中でも行動 8-10 と行動 13 が重要となる。

行動 8-10: 移転価格と価値創造の一致

行動 13: 移転価格文書化と国別報告書

### 2. フランス 2018 年財政法による新しい移転価格文書化義務

移転価格文書とは、親会社＝子会社間、子会社間の国際取引における対価の適正を証明するものである。対象取引は、在庫の売買、固定資産の売買、役務提供、資金提供など。移転価格文書は下記からなる。

マスターファイル：グループの事業の業態、移転価格ポリシー、所得の配分状況と経済活動などを含めた多国籍企業グループの概要（本社が作成）

ローカルファイル：子会社に関わる国外関連者間取引についての財務情報、比較対象分析、最も適切な移転価格算定方法の選定と適用を示す。（子会社が作成）⇒ マスターファイルの内容と適合する必要あり。

国別報告書：グループすべての構成企業のリスト（専用フォーマットあり）主な事業内容、所得と支払われた税額などを記載する。

作成言語の指定はないが、フランス語資料を税務調査時に求められることあり。税務調査の 1 日目に請求され、30 日の猶予が認められる。提出しない場合は罰金が課せられる。移転価格は二国間の取引に関わる事象であるため、日本の移転価格文書化義務にも対応する必要がある。

### 3. 在仏日系企業の対応策の検討

フランスの移転価格文書化義務、日本のローカルファイル作成義務双方に則した文書の作成が

必要となる。在仏日系子会社は、フランス、日本双方の文書化義務について、その計画、実行、フォローアップまでの戦略を検討することが奨励される。

日仏それぞれの法令によるマスターファイルおよびローカルファイルで求められる文書化内容は、基本的には適合するも若干の差がある。日本のローカルファイルにて求められる文書化内容はフランスのローカルファイルよりも多い。まず、日本のローカルファイルの法令に準拠した文書を作成、それをフランスのローカルファイルの法令に準拠した文書にスケールダウンする。

マスターファイルについては、まず日本親会社に作成状況を確認。作成していないようであれば作成する義務がある。

#### 4. フランスでの税務調査の準備対応

在仏の日系多国籍企業では 3～4 年おきに税務調査が入るため、調査に備えて準備をしておく必要がある。税務上の訴求期間は原則 3 年であり、税務調査対象は通常 3 年間である。税務調査で必要な書類のうち、移転価格文書化以外の主要書類は下記。

- 電子会計記録
- 請求書に関する監査証跡資料
- キャピタルゲインに関わる申告について
- IFU(資金調達に対する対価の申告書)の申告について

(以上)